

国民健康保険税率をお知らせします

国保税は県が市町村ごとに示した標準保険税率を参考に、本町が下記項目ごとに保険税率（額）を決定し、加入者の皆さんに負担していただくものです。保険税額は年度（4月～翌年3月）ごとに一世帯単位で計算されます。

今年度の1人あたり保険税額は約59,909円となる見込みです。（昨年度は約55,649円）

※加入者の年齢や所得等によって世帯ごとに額が異なります。

課税限度額の改定

基礎課税額の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、22万円から24万円に改定します。

所得申告をしていますか？

所得申告が必要な人が未申告の場合、国保税が本来より高くなっていることがあります。必ず役場税務住民課（☎75-4117）へ申告してください。

町税のお支払いが困難な場合

収入や所得が減少し、納付が困難な場合は、徴収猶予や減免を受けられる制度がありますので、税務住民課まで問合せください。また、制度に該当しない場合も含め相談は随時受け付けていますので、気軽に相談ください。

国保税計算方法

所得割	医療給付分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳)
世帯の所得に応じて計算	所得基礎額 ×4.51% (改定前 4.51%)	所得基礎額 ×1.34% (改定前 1.34%)	所得基礎額 ×1.09% (改定前 1.09%)
均等割 一人につき いくらと計算	1人 18,500円 (改定前 18,500円)	1人 5,400円 (改定前 5,400円)	1人 5,500円 (改定前 5,500円)
平等割 一世帯につき いくらと計算	1人 11,800円 (改定前 11,800円)	1人 3,500円 (改定前 3,500円)	1人 2,700円 (改定前 2,700円)
あなたの世帯の 保険税額は？	円 限度額 65万円	円 限度額 24万円 (改定前 22万円)	円 限度額 17万円



問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4117